

# 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出する対象工事及び様式等の変更について

現在、建設工事において、請負金額(税込)1,000万円以上になる場合に提出を必要としている「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」等について、令和5年6月1日から次のとおり変更します。

## 1 令和5年6月1日以降に締結する工事から適用

### 【契約締結後】

建設工事において、**請負金額(税込)500万円以上**になる場合は、**契約締結後1か月以内**に「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を**工事発注課へ提出**してください。ただし、電子申請方式により退職金ポイントを購入する場合は、契約締結後40日以内に建退共の電子申請専用サイトで発行される掛金収納書(電子申請方式)を添付して提出するものとします。

証紙等の購入金額については、建設業退職金共済証紙購入状況報告書の「当該工事における共済証紙購入の考え方1～4」によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方2又は3」によることが望ましいですが、これにより難しい場合は「考え方1」とし、**請負金額(税込)の1000分の1.7以上**を購入してください。

### 【工事完成後】

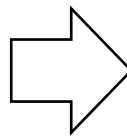
工事完成後、速やかに建退共が定める「掛金充当実績総括表」を発注課へ提示してください。この時、掛金充当日数と証紙購入日数におおむね齟齬がないことを確認してください。

また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他関連書類の提示を求める場合があります。

## 2 変更内容

### 【現 行】

- 1 対象工事  
請負金額(税込)1,000万円以上の工事
- 2 証紙購入額  
請負金額の1.7/1000以上
- 3 提出書類等  
建設業退職金共済証紙購入状況報告書(様式第1号)  
・契約締結時に契約課へ提出



### 【変 更 後】

- 1 対象工事  
請負金額(税込)500万円以上の工事
- 2 証紙等購入額  
建設業退職金共済証紙購入状況報告書(変更後様式第1号)の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとする。
- 3 提出書類等  
建設業退職金共済証紙購入状況報告書(変更後様式第1号)  
・契約締結後1か月以内に発注課へ提出  
・ただし、電子申請方式により退職金ポイントを購入する場合は、契約締結後40日以内に電子申請専用サイトで発行される掛金収納書(電子申請方式)を添付して提出
- 4 工事完成後の提示書類  
工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を発注課へ提示

※建退共制度の対象となる労働者がいない等の理由により、証紙等を購入しない場合は、「共済証紙を購入しない又は購入遅延の理由書(様式第2号)を発注課へ提出してください。なお、元請業者が建退共対象労働者を使用しなくても下請業者が使用する場合又は工事途中において使用することとなった場合は、建設業退職金共済証紙購入状況報告書の提出が必要となります。

※請負金額の増額変更や対象労働者の就労日数が当初の予定より増加したこと等により、掛金充当に必要な共済証紙等が不足する場合は、必要な日数の共済証紙等を追加購入し、建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出してください。

※建退共制度に係る趣旨等については、建設業退職金事業本部ホームページをご確認ください。

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

資産経営部 契約課  
TEL0596-21-5525  
FAX0596-21-5577